

# 清掃センターからのお知らせ

## ご注意ください 祝日のごみ収集

4月、5月は、国民の祝日が多くなります。ごみの収集日に注意してください。

4月29日(水)から5月6日(水)までのごみ収集および直接搬入は下の表のとおりです。

なお、4月28日(火)までと、5月7日(木)以降は、平常どおりに行います。詳しくは、ごみ等収集カレンダーをご覧ください。

また、休日明けの囲清掃センターへの直接搬入は大変込み合います。ご注意ください。

問い合わせ先 囲清掃センター  
☎22-2734番、FA  
X24-7787番



月日	4月 29日 (水・祝)	30日 (木)	5月 1日 (金)	2日 (土)	3日 (日・祝)	4日 (月・祝)	5日 (火・祝)	6日 (水・振)
ごみ等の 収集	収集なし	収集あり	収集あり	収集なし	収集なし	収集なし	収集なし	収集あり
清掃センター への 直接搬入	不可	可	可	不可	不可	不可	不可	不可

## ごみ等に関するQ&A

### 容器包装プラスチック

ごみや資源の分別方法、ごみ等の出し方や注意いただきたいことについて、お知らせします。

今回は、4月から分別方法が変更になった容器包装プラスチックを取り上げます。

**問い** 汚れが残ったプラスチック製容器包装は「燃やすごみ」となりましたが、汚れの目安は、どの程度なのでしょう。

**答え** 指定袋に入れて数日たっても、指定袋内の臭いや汚れが気にならない程度にしていたのが目安です。スナック菓子が入っていた袋で、わずかな粉が残っている程度であれば「容器包装プラスチック」になります。

**問い** 消費期限切れの食べ物などが入っているプラスチック製容器包装はどう処分したらいいのですか。

**答え** 乾燥した内容物で封が開けられる物は、中身は「燃やすごみ」、袋は「容器包装プラスチック」として出してください。中身を取り出しても容器や包装に汚れが残る物はそのまま「燃やすごみ」としてください。なお、液状の内容物は、紙などに染み込ませ、「燃やすごみ」とするなど、適正に処理し、容器と分けてください。

**問い** 食べ物などで汚れているものは、なぜ燃やすごみに分類されたのですか。

**答え** 彦根市では、容器包装プラスチックの再資源化を進めています。汚れている物が多く含まれると不良品となり、リサイクル原料として引き取ってもらえなくなりません。収集や選別の途中で、汚れた物がきれいな物まで汚してしまうこともあることから、品質の良いプラスチック製容器包装をより多く得るために分別を見直しました。

**問い** 汚れが残ったプラスチックを燃やしても、焼却炉や排ガスなどに問題はないのですか。

**答え** 囲清掃センターの焼却炉は、国の構造基準を満たすよう改良し、厳しい排ガス規制もじゅうぶん満たしています。また、今回の分別変更で先立って焼却試験を行い、問題がないことを確認しています。

ごみ等の出し方や収集日が分からないときは、囲清掃センター☎22-2734番、FA X24-7787番までお問い合わせください。また、彦根市ホームページでも、ごみ収集カレンダーや分別方法をご覧ください。

# 彦根市人権施策基本方針を策定しました

今なお同和問題をはじめ女性

子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権侵害が後をたらず、多くの課題を残しています。

人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会を築いていくために、行政として、どのような方向で何を重点的に、またどのような内容で取り組むのかを明らかにする必要があります。

彦根市では、今後の人権施策の基本方針を定めることとし、平成18年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、彦根市人権尊重審議会で、慎重に議論を重ねていただきました。

そして、審議会からの意見具申に基づき、「彦根市人権施策基本方針」を策定しましたので、主な内容を紹介します。全文は、情報公開コーナー（市役所1階）、支所、各出張所、各地区公民館に設置しているほか、彦根市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

問い合わせ先 人権政策課

30-6115番、FAX22-1

3008番、Eメール:jinken@

na.city.nikone.shiga.jp

## 人権施策の基本理念

市民と行政が一体となり、あらゆる差別をなくし、人権尊重の精神が根つき、一人ひとりの尊厳が守られる、人権文化に満ちたまちの実現

## 人権施策の基本方向

### ①人権意識の高揚を図るための施策

地域社会、家庭、職場、学校などあらゆる場や機会に人権教育・啓発を推進します。また、人権教育・啓発に取り組む指導者の発掘と養成に取り組むとともに、市民の主体的な人権教育・啓発活動を支援します。

### ②人権擁護に関する施策

人権擁護に関する情報を収集し、効果的な情報提供に努めるとともに、人権侵害を受けた人などが、安心して、信頼し、気軽に相談できる体制の確立を目指します。

## 取り組むべき主要課題とその解決に向けて

### ①同和問題の解決に向けて

- 教育や就労などの課題について、地域総合センターと連携し、その解決への取り組みを進めます。
- 人権教育・啓発の充実により、心理的差別の解消と実践的態度の育成を図ります。
- えせ同和行為などの排除への取り組みを進めます。

### ②女性の人権が尊重される社会の実現に向けて

- 政策、方針など意思決定の場への女性の参画を推進します。
- 固定的な性別役割分業意識の解消に努めます。
- 女性などに対する暴力防止への取り組みを進めます。

### ③子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

- 子どもの意見や意思が尊重される社会環境づくりを推進します。
- いじめ・児童虐待の防止への取り組みを進めます。
- 子育てを社会が一体となって支援し、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

### ④生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

- 社会参加の促進や就業支援など、高齢者の生きがい対策を充実します。
- 介護保険制度の充実を図るなど、家族等の介護者への支援に努めます。

- 地域包括支援センターでの相談・支援体制の充実や成年後見制度の普及促進、虐待防止など高齢者の権利擁護の充実に努めます。

### ⑤障害者が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて

- 心のバリアフリーを目指した啓発活動を推進します。
- 雇用の場の確保やバリアフリー化の推進など、社会参加の促進に努めます。
- 相談支援体制の整備・充実や成年後見制度の普及促進など、障害者の権利擁護の充実に努めます。

### ⑥外国人の人権を尊重する社会の実現に向けて

- 多言語による情報提供や通訳体制・相談窓口の充実を図ります。
- 文化・生活習慣・言葉の違いを認め合い、ともに暮らしていけるまちづくりを進めるための啓発活動を進めます。
- 国際理解教育および交流活動の充実に努めます。

### ⑦さまざまな人権問題の解決に向けて

- 予断と偏見の解消に向け、正しい知識の普及・啓発を推進します。
- インターネットの利用に伴う人権侵害に対し、関係機関と連携し、適切に対応します。

## 推進体制

### ①庁内の推進体制

効果的で実効性のある人権施策を推進するため、あらゆる行政分野と連携して、総合的な施策を実施します。また、総合的な観点から整合性のある施策を推進する体制を検討します。

### ②職員などに対する研修

体系的な人権研修を実施するとともに、日常業務に即した各職場における人権研修を実施します。

### ③国・県・市民・企業・NPOなどとの連携

人権施策を効果的に推進するため、各行政機関との緊密な連携・協力を行うとともに、各種団体の活動と一層の連携を深め、協働関係の構築を図ります。

